

各種計画の策定について

1 第 4 次いといがわ男女共同参画プラン

(1) 計画の策定趣旨

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、個人の人権が尊重され、性別に捉われず、多様な生き方を認め合い、あらゆる分野において共に参画できる男女共同参画社会を実現するため、本市が取り組むべき施策を総合的、体系的に推進するための基本的方向と具体的な事業内容を明らかにするために策定する。

この度、第 3 次計画期間が終了することから、国の『第 6 次男女共同参画基本計画』及び『第 4 次新潟県男女共同参画計画』に基づき、第 4 次糸魚川市総合計画と整合を図りながら策定する。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、本計画内に「女性活躍推進計画」を位置付ける。

(2) 計画の期間

令和 9 年度から令和 13 年度まで（5 年間）

(3) スケジュール

令和 8 年 6 月～10 月	庁内委員会及び推進委員会で審議
12 月	総務文教常任委員会に素案提出
令和 9 年 1 月	パブリックコメント実施
3 月	総務文教常任委員会に計画書提出

2 第 3 次糸魚川市人権教育・啓発推進計画

(1) 計画の策定趣旨

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、全ての市民が互いの人権を尊重しあう社会を実現するため、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的、体系的に推進するための基本的方向と具体的な事業内容を明らかにするために策定する。

この度、第 2 次計画期間が終了することから、国の『人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）』及び『新潟県人権教育・啓発推進基本指針（第 2 次改定版）』に沿って、第 4 次糸魚川市総合計画と整合を図りながら策定する。

(2) 計画の期間

令和 9 年度から令和 13 年度まで（5 年間）

(3) スケジュール

令和 8 年 5 月～10 月	庁内委員会及び推進委員会で審議
12 月	総務文教常任委員会に素案提出
令和 9 年 1 月	パブリックコメント実施
3 月	総務文教常任委員会に計画書提出